

御堂筋デザインガイドライン〈まちなみ創造ガイドライン〉の変更内容 【概要】

変更の概要

御堂筋デザインガイドラインの運用開始（平成26年）から約10年が経過し、誘導事例も蓄積されてきたことから、誘導事例集の追加や、これまでの運用実績を踏まえた、より分かりやすい説明の追加などにより、内容を充実させることと致しました。（規制を厳しくするのではなく、分かりやすくなるよう変更します）

Ver.1.1 ➤ Ver.1.2

「御堂筋デザインガイドライン」について

御堂筋のうち右図の区域では、建築物の用途や形態、壁面後退等を示す「地区計画」を定めていますが、これに加え、より良いまちなみ形成のための形態意匠や、にぎわい形成のための指針等を示した「御堂筋デザインガイドライン」を定めており、これらに沿って、大阪市と事業者等との対話によるデザイン協議を行っています。

対象の行為

建築物を新築、増築、改築、移転する場合 等



地区計画及び御堂筋デザインガイドライン



1.誘導事例集の追加

- 御堂筋デザインガイドラインに沿って実際に実現した事例を別冊としてまとめました。



2.まちづくりの経緯の更新

- 「御堂筋におけるまちづくりの経緯」に、地区計画・御堂筋デザインガイドライン策定以降を追記しました。
- 南地区にも「御堂筋におけるまちづくりの経緯」を追加しました。

3.よりわかりやすく

- 誘導の意図が伝わりやすいように表現を工夫しました。
- 関連項目をリンクさせ、参照しやすくしました。
- 関連する制度を紹介しました。

《変更例》

表現の工夫

1.1.9 中高層部の壁面にベースカラー・サブカラーと共に明度差・彩度差の大きな色彩をアクセントカラー（小面積に使用して全体を引き締める色彩）として用いるときは、**少ない面積でシンプルにまとめ（各面の見つけ面積の5分の1未満とするなど）**全体のバランスに配慮してください。

【参照：大阪市景観計画・まちなみ創造区域（御堂筋デザインガイドライン地区）の景観形成基準】

関連項目

2.1.3 用途の選定にあたっては、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、街区内外、あるいは、向かい合う街区で強調した施設構成となるよう検討してください。

【参照：2.3.1 御堂筋以外の道路に面した低層部のにぎわい創出】

制度紹介

上質なにぎわい空間を創出するため、壁面後退部分の使用行為については、別途要綱を定めています。

【参照：御堂筋本町北地区における御堂筋沿道壁面後退部分の使用行為に関する事前協議要綱】

（赤字：追記部分）